



家きん飼養者 様

飼養衛生管理基準のポイント 第13号

～Ⅱ-12 他の畜産関係施設に立ち入った者等が 令和3年7月14日
衛生管理区域に立ち入る際の措置 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「他の畜産関係施設に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置」です。

(基準本文)

- 12 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等その他の畜産関係者を除く）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（シャワーによる身体の洗浄その他必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く）。



なんだかわかりにくいなあ...



この項目は「人」からの感染リスクを減らす対策の1つなんじゃ。

「人」をリスクと考えたとき、感染リスクが比較的高い人を、

① 他の畜産関係施設に立ち入った者

② 過去1週間以内に海外から入国（帰国）した者

と考えて、基本的には立ち入りさせないルールにしようという事じゃな。



とはいえ、飼養管理に関しては様々事情があるじゃろうから、この通りじゃ農場の管理ができなくなるじゃろう。

そこで、従事者や獣医師、シャワーをする等、対象や方法を限定した上で入っても良いことにしてるんじゃよ。



ん～、要はいつもどおり？って気がするんだけど...



確かに一番出入りするの、立ち入ってもやむを得ないとされている従業員や飼料関係者じゃからな。

わかりにくいかもしれんが、基準に対して良い・悪い、という視点だけでなく、「如何にリスクを減らすか」を考えるんじゃな。

「いつもどおりだから良い」から、「いつもよりリスクをもっと減らせないか」とな。



.....
 うち第1農場と第2農場があるから、作業者の行き来をなるべく制限することも重要になってくるって事？

そこまで考えるとは、優等生じゃな！。
 なかなか難しいかもしれんが出来るに越したことはないぞ。

加えるなら、この項目では他の畜産関係施設に立ち入った者や海外に行った者が対象となっているが、家で鳥類を飼っている従業員や狩猟を趣味にしている者についても考慮した方がいいぞ。

それから、ルールを決めたら、「飼養衛生管理マニュアル」(第4号参照)に記載するんじゃよ。
 マニュアルの記載例を載せておくぞ。



【飼養衛生管理マニュアル記載例】

1 農場外での対策	
1 農場外の家きん等の取扱い禁止	
原則、農場外で家きん等を扱ったり、野生動物に接触しない。	
やむを得ない事情がある場合、 <u>交差汚染を防止するために以下の対策を実施する。</u>	
○自宅でも鳥を飼養している場合	自宅でも鳥を世話した後、シャワー等で全身を洗い、新しい衣類・靴に着替えてから農場での作業を行う。
○狩猟に従事している場合	従事後は農場に直行せず、シャワー等で全身を洗い、新しい衣類・靴に着替えてから農場での作業を行う。
鳥獣害対策に使用した器具・機材は農場に持ち込まない。	
2 海外渡航時及び帰国後の注意事項	
原則、高病原性鳥インフルエンザ等が発生している国・地域へは渡航しない。	
やむを得ず海外渡航する場合は、以下のことを厳守する。	
○渡航先では、農場や畜産関係施設には立ち寄らない。	
○帰国後1週間は、農場や他の畜産施設等には立ち入らない。	



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
 岩手県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
 TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
 E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

